

関東学院大学教職員組合規約

(昭和 32 年 6 月 9 日制定)

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この組合は、「関東学院大学教職員組合」といい、組合の事務所を横浜市金沢区六浦東一丁目 50 番 1 号におく。
- 第 2 条 この組合は、法人とする。
- 第 3 条 この組合は、教職員の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、本学建学精神の高揚につとめることを目的とする。
- 第 4 条 前条の目的を達するため、次の事業を行う。
- (1) 待遇及び労働条件の改善に関すること。
 - (2) 文化、福利及び厚生に関すること。
 - (3) 教育行政及び学校経営の民主化に関すること。
 - (4) 同一目的を有する友好団体との提携
 - (5) その他目的を達するに必要なこと。

第 2 章 組 合 員

- 第 5 条 「関東学院大学〈関東学院法人事務局を含む〉」の専任の教職員（嘱託教職員を含む。）は、組合員になる資格がある。ただし、学院長、大学長、学部長、事務局長、理事、評議員その他学院及び大学経営に直接関与する者及び組合を除名された者を除く。
- 第 6 条 組合員は、次の権利を有する。
- (1) 総会・支部会に出席し議決に参加する権利
 - (2) 役員の選挙権及び被選挙権
 - (3) 処分に対する弁明並びに弁護の権利
 - (4) 会計帳簿その他書類を閲覧する権利
 - (5) その他組合のすべての問題に参加し、かつ、平等の取扱を受けること。
- 第 7 条 組合員は、次の義務を負う。
- (1) 規約を遵守し、議決に従うこと。
 - (2) 組合費その他の分担金を納入すること。
 - (3) 組合の名誉又は信用を傷つけないこと。

第 8 条 組合員は、いかなる場合においても人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員としての資格をうばわれない。

第 9 条 組合に加入しようとする者は、所定の手続に基づいて組合に申込み、執行委員会がこれを決定する。この場合、委員長はすみやかにその結果を本人に通知しなければならない。

第 10 条 組合員が組合を脱退するときは、執行委員会の承認を得なければならない。

第 3 章 機 関

第 11 条 組合に次の機関をおく。

- (1) 総会（定期総会、臨時総会）
- (2) 支部会
- (3) 代議員会
- (4) 執行委員会

第 12 条 定期総会は、年 1 回 11 月に行うことを原則とし、執行委員長が期日の 5 日以前に議案を示して招集を告示する。ただし、組合員の 5 分の 1 以上又は代議員の 3 分の 1 以上の要求があったとき及び代議員会の決定によるときは、臨時総会を開かなければならない。

第 13 条 総会に付議する事項は、次のとおりである。

- (1) 運動方針及び年度計画
- (2) 決算報告の承認及び予算の決定
- (3) 規約の改廃
- (4) 争議行為の開始と停止
- (5) 代議員会よりの提出議題その他とくに重要な事項

第 14 条 総会は、組合員の 5 分の 1 以上の出席で成立し、出席者の過半数によって議決を行う。賛否同数のときは、議長が決定する。ただし、第 13 条 4 項の場合は、組合員の直接無記名投票によって、有効投票数の過半数を得なければ効力を生じない。

第 15 条 総会の議長及び議事録署名人（2 名）は、その都度、執行委員会構成員を除く組合員中より選出する。

第 16 条 組合に次の 8 支部をおく。

国際文化学部／社会学部支部

経済学部／経営学部支部

法学部支部

理工学部／建築・環境学部支部

人間共生学部／教育学部／栄養学部／看護学部支部

機関等所属教員支部

理工学部／建築・環境学部助手支部

職員支部

第 17 条 支部会は、支部長が随時招集する。また、支部組合員の 5 分の 1 以上の要求があるときは、支部長は支部会を招集しなければならない。

第 18 条 支部会の権限は、次のとおりである。

- (1) 代議員の選出・解任。ただし、必要に応じ職場単位にこれを行うことができる。
- (2) 代議員会への提案
- (3) 支部代議員会の設置
- (4) その他必要事項の議決。ただし、代議員会、総会の権限をおかすことはできない。

第 19 条 支部会は、支部組合員の 3 分の 1 以上（委任状を含む。）の出席によって成立し、出席者の過半数によって議決を行う。

第 20 条 代議員会は、第 26 条（6 項を除く。）の役員によって構成される。

第 21 条 代議員会は、執行委員長が随時招集する。ただし、あらかじめ議案を示して通知しなければならない。また、代議員の 3 分の 1 以上又は 1 支部以上の要求があった場合も、執行委員長は同じ手続きで招集しなければならない。

第 22 条 代議員会に付議すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 運動方針及び年度計画
- (2) 役員（代議員、支部長を除く。）候補者の選出、役員（代議員、支部長を除く。）の解任に関する事項
- (3) 総会に提案すべき事項
- (4) その他この規約に定められた事項

第 23 条 代議員会は、その構成員の過半数（委任状を含む。）の出席によって成立し、出席者の過半数によって議決を行う。議長は、出席構成員中よりその都度選出する。

第 24 条 執行委員会は、第 26 条 1～5 項に定められる役員によって構成される組合の執行機関であり、総会及び代議員会の議決を執行する責任と権限をもち、その他の業務を遂行する。

第 24 条の 2 執行委員会は、必要に応じて会議に支部長を加え、拡大執行委員会を開くことができる。

第 24 条の 3 執行委員会は、任務を遂行するため、次の部局をおくことができる。

- (1) 書記局
- (2) 組織部 情報宣伝部 調査部 渉外部 文化レクリエーション部 青年婦人部 その他

なお、書記局には専従書記をおくことができる。

第 25 条 執行委員会は、毎月 1 回執行委員長が招集して開催する。その他次の場合にも開くことができる。

- (1) 執行委員の 3 分の 1 以上の要求があったとき。
- (2) 執行委員長が必要と認めたとき。

第 26 条 役員は、次のとおりである。

- (1) 執行委員長 1 名
- (2) 副執行委員長 4 名以下
- (3) 書記長 1 名
- (4) 副書記長 1 名
- (5) 執行委員 11 名以下
- (6) 会計監査 2 名
- (7) 支部長 7 名
- (8) 代議員 支部員数の 10 分の 1（端数切り上げ）で、かつ、男女比に応じた人数

第 27 条 役員の分担すべき責任は、次のとおりである。

- (1) 執行委員長 組合を代表し、業務を統轄する。
- (2) 副執行委員長 委員長を補佐し、委員長事故あるときはその業務を代行する。
- (3) 書記長 正副委員長を補佐し、常時組合業務を処理する。
- (4) 副書記長 書記長を補佐し、主として会計を担当する。
- (5) 執行委員 業務分掌により総会及び執行委員会の諸決定を連帯責任をもって執行する。
- (6) 会計監査 組合会計を常時監査し、必要に応じ各会議に出席し意見を述べることができる。
- (7) 支部長 支部会を招集し支部を代表する。
- (8) 代議員 支部を代表し代議員会の構成員となる。

第 4 章 会 計

第 28 条 役員の選出は、別に定める選挙細則による。役員の任期は、定期総会より翌年度定期総会までとし再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、選挙細則に基づいて補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第 29 条 組合の経費は、組合費及び寄附金その他の収入でまかなう。寄附金を受けるときは、執行委員会の承認を要する。

- 第 30 条 組合費は、月額本俸の 1000 分の 6 とする。
ただし、年俸制の組合員の組合費は、月額本俸の 1000 分の 4 とする。
また、代議員会の議決による場合又は労金規程による連帯保証金は、臨時に徴収することができる。
- 第 30 条の 2 休職中の組合員の場合
休職中（6 箇月以上）の組合員の組合費は、原則として徴収しない。
なお、手続き及び返却に当たっては、別に定める。
また、本人が組合費の継続徴収を希望した場合には、この限りではない。
- 第 31 条 会計年度は、11 月 1 日に始まり、翌年 10 月 31 日までとする。
- 第 32 条 組合のすべての会計状況は、決算期ごとに書類を作成し、会計監査の承認と代議員会の議決によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人の証明をそえて代議員会・総会に報告し、承認を受けなければならない。
- 第 33 条 一度納入した組合費その他は、代議員会の承認がなければ返却しない。
- 第 34 条 組合員が次の行為をしたときは、代議員会において出席代議員の 3 分の 2 以上の議決により制裁をうける。
(1) 規約・議決に違反したとき。
(2) 組合の名誉を汚したとき。
(3) 組合の統制を乱したとき。
(4) 正当な理由なく組合費を滞納したとき。
制裁は、戒告、権利停止、除名の 3 種とする。
- 第 35 条 前条の議決に際して当該組合員は、あらかじめ各機関において弁明の機会が与えられる。
- 第 36 条 役員の制裁については、第 34 条及び第 35 条の条項を準用する。このため役員の制裁に対する告発もしくは申請のあったときは、執行委員会又は代議員会は、事件に関係のない者若干名を審査員に任命し、問題の真相を公平に審査しその報告に基づいて代議員会で制裁を決定する。
- 第 37 条 この規約は、第 13 条及び第 14 条に規定する同意を得なければ改正できない。
- 第 38 条 組合の解散は、全組合員の直接無記名投票により 4 分の 3 以上の賛成を要する。

附 則

- 1 必要な細則は、別に定める。ただし総会の承認がなければ効力は生じない。
- 2 この規約は、昭和 32 年 6 月 9 日より施行する。
この規約は、昭和 38 年 4 月 1 日より改正施行する。
この規約は、昭和 42 年 10 月 18 日より改正施行する。

この規約は、昭和 47 年 2 月 1 日より改正施行する。
この規約は、昭和 49 年 2 月 1 日より改正施行する。
この規約は、昭和 53 年 2 月 6 日より改正施行する。
この規約は、昭和 56 年 7 月 1 日より改正施行する。
この規約は、平成 3 年 11 月 13 日より改正施行する。
この規約は、平成 7 年 11 月 15 日より改正施行する。
この規約は、平成 8 年 11 月 13 日より改正施行する。
この規約は、平成 10 年 11 月 11 日より改正施行する。
この規約は、平成 13 年 11 月 14 日より改正施行する。
この規約は、**2002** 年 11 月 27 日より改正施行する。
この規約は、**2005** 年 11 月 10 日より改正施行する。
この規約は、**2008** 年 11 月 26 日より改正施行する。
この規約は、**2010** 年 11 月 24 日より改正施行する。
この規約は、**2013** 年 4 月 1 日より改正施行する。
この規約は、**2015** 年 4 月 1 日より改正施行する。
この規約は、**2016** 年 4 月 1 日より改正施行する。
この規約は、**2017** 年 4 月 1 日より改正施行する。
この規約は、**2022** 年 4 月 1 日より改正施行する。